

TRANBI  
売り手様向け  
マッチングエージェントサービス

ご案内資料

株式会社トランビ



# INDEX

この度は、TRANBIが提供するマッチングエージェントサービスにご関心を賜りましてありがとうございます。

本サービスは、様々な理由で売り手様として、事業承継やM&Aを進められない方でも、ご負担を軽くしてプラットフォームを利用しお相手探しをご支援をするサービスです。

ぜひ本資料を通じて、ご検討ご理解を深めていただけましたら幸いです。

インターネットが苦手



手数料が気になる



わからないことだらけ

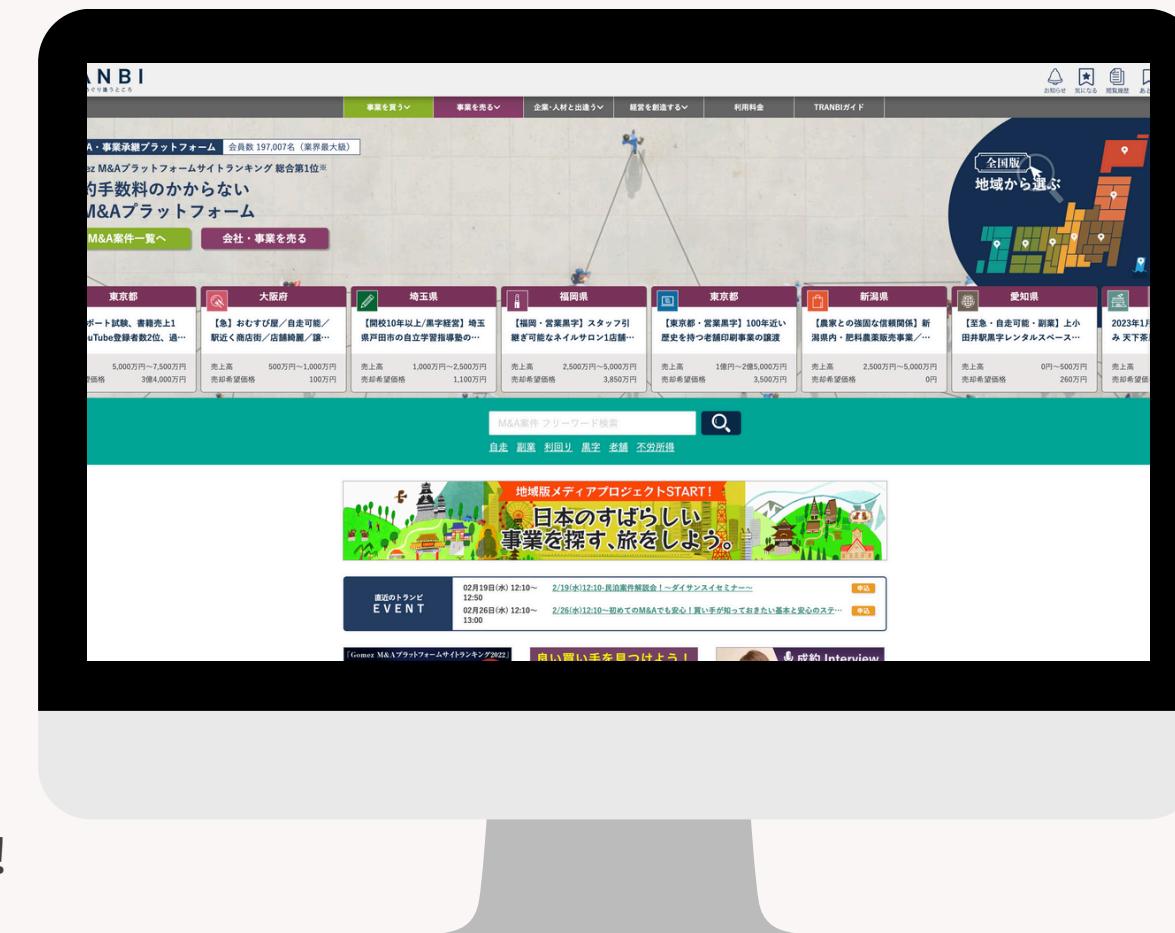
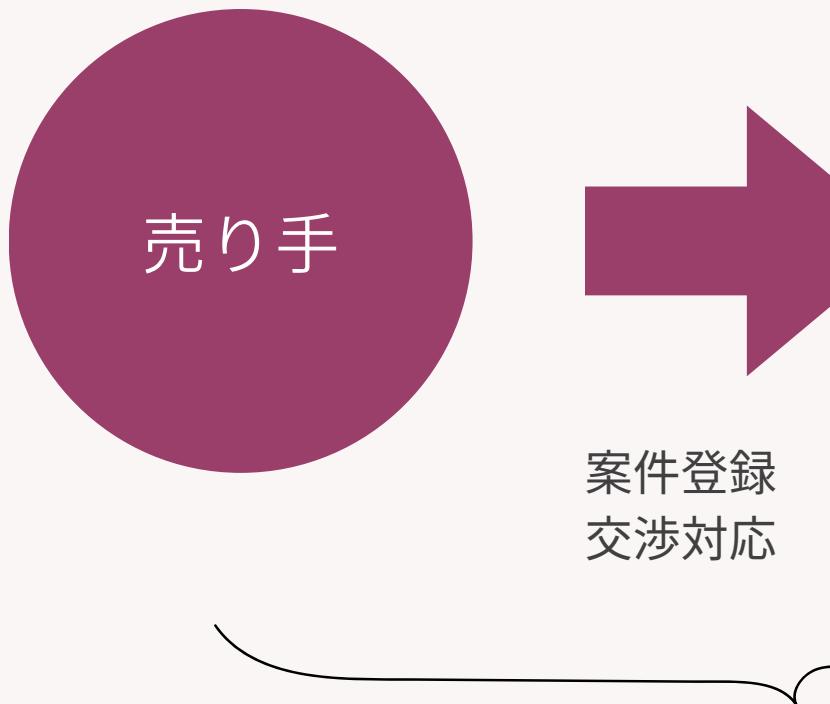


# 01.はじめに

そもそも

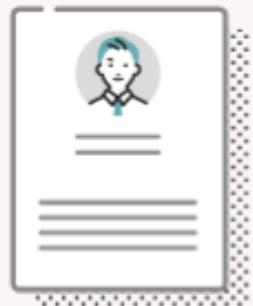
# 事業承継・M&Aマッチングプラットフォーム「TRANBI」とは？

事業の売り手と買い手がオンライン上でマッチングできるサービス。  
日本で最初の事業承継プラットフォームとして13年以上の実績があります！



## 01.はじめに

## ヒアリング 案件掲載



ヒアリングを実施、また財務情報などから掲載する匿名案件情報を作成、掲載。買い手に提供する資料も作成します。

## 交渉メッセージ代行



TRANBI内の相手との交渉メッセージのやり取りを代行します。また円滑に交渉が進むよう進捗の管理も行います。

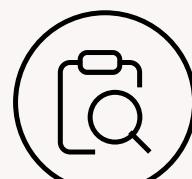
※1\_原則トップ面談の立会はございません。

※2\_契約書作成やレビューは業務の対象外となります。

契約期間は3ヶ月ごとの自動更新になります。重要事項をご確認くださいませ。

# 02. 支援内容

## 買い手調査



原則基本合意前に、簡易的に買い手様の調査等を行い、資料等の提供を行います。

## トップ 面談調整



買い手との面談の日程調整を行います。オンライン面談の場合は、面談の設定もいたします。意向や疑問点をヒアリングをし交渉を進めていきます。※1

## 契約書 雛形提供



小規模事業者様でもサポートを利用しやすくするため、業界最低水準の料金を実現。

譲渡金額で手数料が変動しない固定料金です。  
また成約するまで料金はかかりません。

安心の低額・固定料金！

わからないことばかりでも安心

TRANBIでは初めてM&A（事業承継）をされる方がほとんどです。

専門用語が難しい、わからないことが多いという声もありますが、心配ご無用。わかりやすい言葉でご説明します。



## 03. 選ばれる理由



電話、FAX、郵送等の対応も可能ですので、ご相談ください。

パソコン操作はエージェントにお任せいただき、買い手様候補の紹介をお待ちください。

ネットが使えなくてもOK！

信頼できる専属エージェント！

選考を経て、研修を重ねたエージェントが伴走支援。

経営経験や事業承継経験のあるメンバーもあり、事業者様に寄り添ったサービスをご提供いたします。

# 04.ご利用料金

33 万円  
(税込)

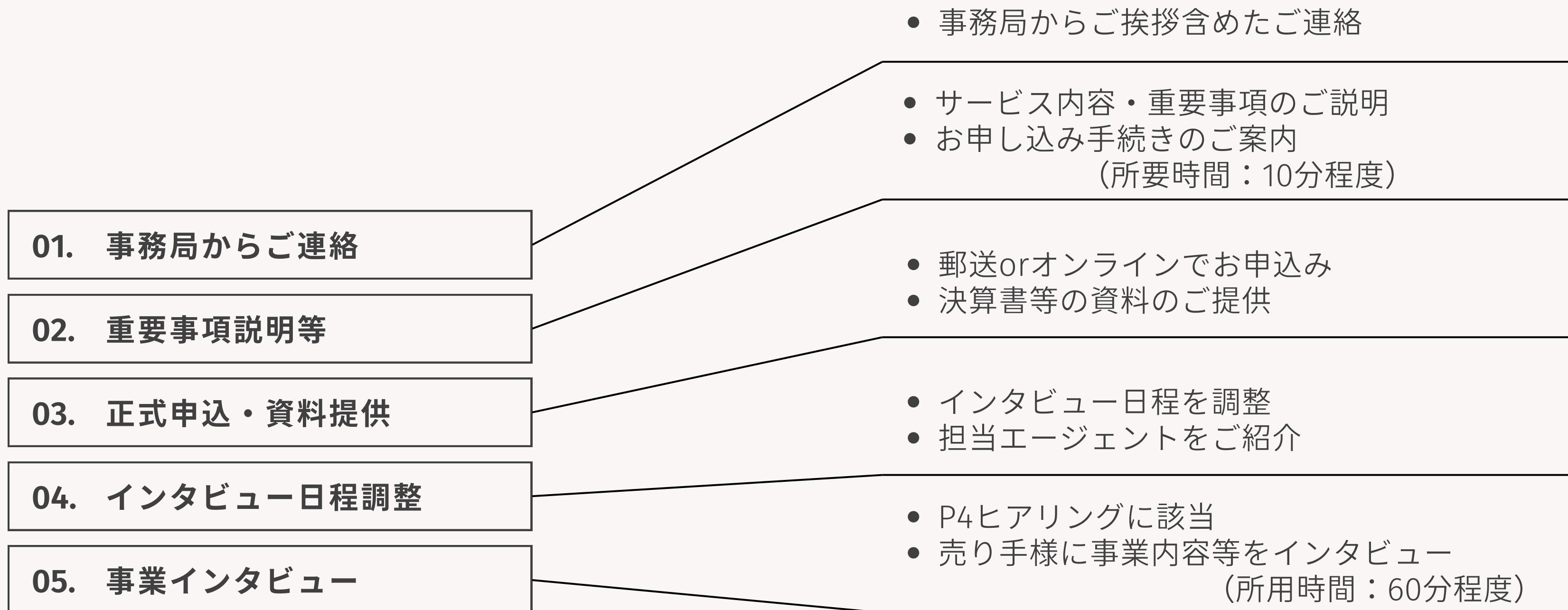
完全成功報酬・成約時のみ

譲渡金額に関わらず一律料金

成約するまで、成約しない場合  
は費用はかかりません！

- 最終譲渡契約書締結後、10営業日以内のお振込をお願いしております（振込手数料はお客様ご負担）。
- 原則、遠隔でのサービスですがお客様のご事情で訪問等が発生した場合の交通費等の実費は別途発生いたします。
- お相手（買い手）様からもお手数料を頂戴します。当該金額は重要事項説明にてご確認くださいませ。

# 05. ご利用までの流れ



# 06.成約事例

TRANBIマッチングエージェントサービスを利用した成約が続々生まれております。

ご成約

山口県：温泉宿

“これから地域のために活動してくださることが楽しみです。”

73歳を迎え、引退を考えながらも、宿を運営していた前オーナー。後継者が不在だったため株式譲渡決意。本サービスを通じて広島県で自動車販売業を行っている会社様に出会いご成約。

ご成約

長野県：機器ディーラー

“何年もかけて探してきたがようやく相手を見つけることができ、安心しました。”

80歳を過ぎ、体力の限界を感じるも、メンテナンスが必要な商品であるため、顧客フォローをやめるわけにいかず事業承継を決意。数年かけて見つからなかったがTRANBIに掲載し1年で成約に。

ご成約

東京都：寿司店

“長期に渡りお相手との間を取り持って、サポートいただけてよかったです。”

70歳を迎え、40年続けてきた寿司職人の引退を考え事業承継を決意。飲食店経営をしている方とマッチング。新しい職人を見つけることができ、今でもかつての常連客も立ち寄ってくれている。

# 07.よくあるご質問

## ● このサービスは仲介でしょうか？また一般的なM&A仲介業者との違いはなんですか？

本サービスは仲介型です。売り手様買い手様の間に入って伴走支援をし、双方からお手数料を頂戴します。また、本サービスはTRANBIでM&Aが成約するまでをご支援するオンラインサービスです。電話やオンライン面談による支援となりますので、買い手候補との面談立ち会いや、譲渡調印式の運営などは含まれておらずサポート範囲が限られていますので、約款等にてご確認くださいませ。

## ● 成約時の33万円の他に費用は発生しませんか？

はい。本サービスのご利用については成約した場合には、譲渡金額に関わらず一律33万円（税込）が発生します。ただし、デューデリジェンスや契約書の作成・レビュー等はサービス対象外となりますので、別途専門家へご相談ください（必要に応じてご紹介も可能です（別途費用））。またお客様のご都合でエージェントが訪問する場合に発生する実費はお客様ご負担となります。

## ● 他のM&A仲介会社やプラットフォームとの併用はできますか？

はい。本サービスは、非専任契約となりますので他の仲介会社様等の併用は可能です。ただし、他社において「専任契約」をご締結されている場合は、本サービスはご利用いただけません。また他社と専任契約を締結された場合は本サービスは終了となりますので、ご連絡ください。ご契約される先とのご契約形態をご確認くださいませ。

## ● 買い手のことがよくわかりません。調べてくれるのでしょうか？

簡易的な調査の実施をいたします。必要に応じて買い手様の決算書や履歴事項全部証明書などをご提供いただき、売り手様にご提供させていただきます。ただし、当該買い手様との最終合意をされるかどうかの意思決定は売り手様のご判断となります。

## ● 担当のエージェントは直接面談の対応をしてくれますか？

原則、直接のご面談対応は致しかねます。リモートでお電話やFAXやメール等でのご対応となりますのでご了承ください。

# 08.弊社について

社名 株式会社トランビ

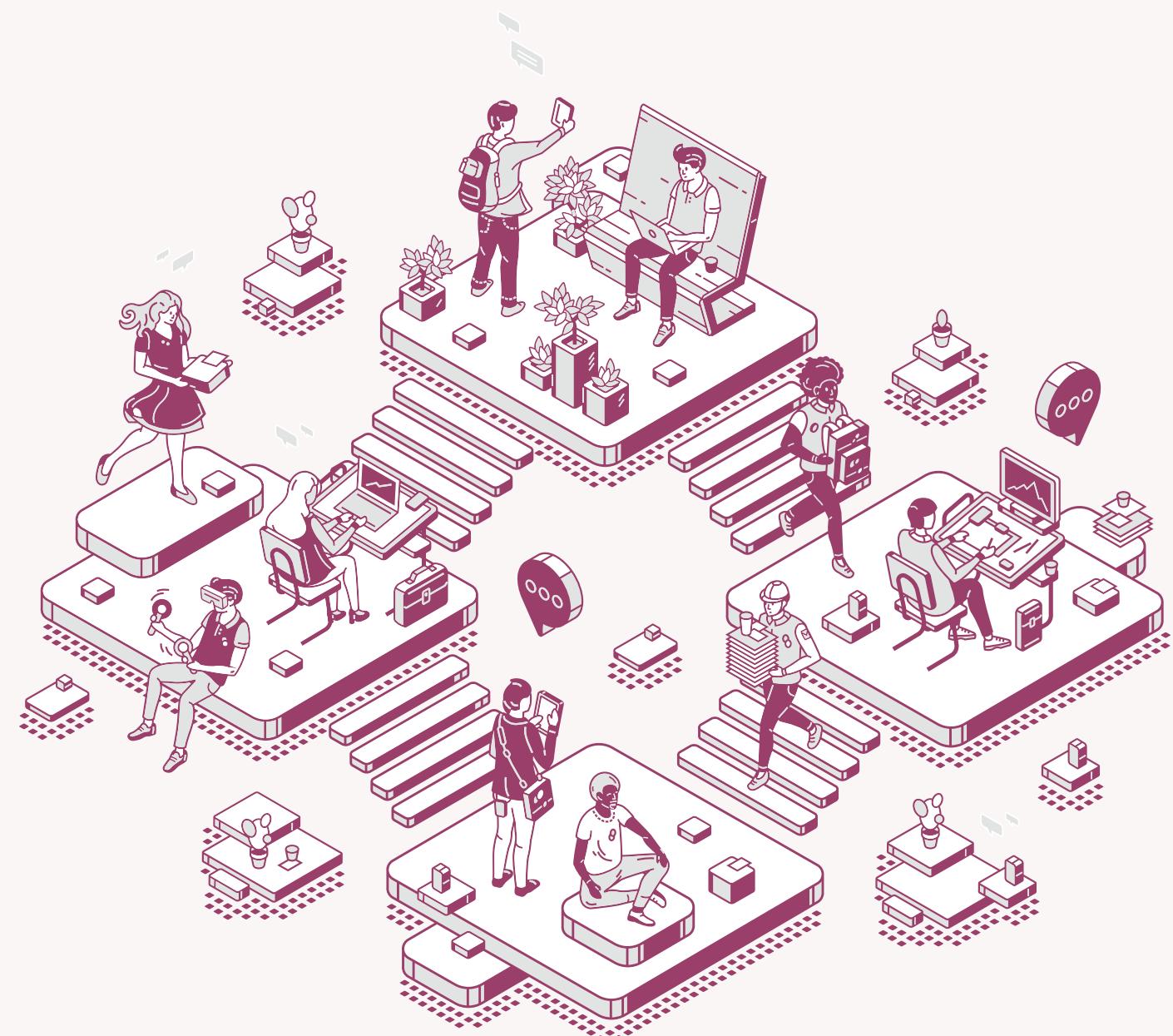
代表者 代表取締役CEO 高橋 聰

本社 東京都港区新橋5-14-4新倉ビル6階

事業内容 事業承継 M&A マッチングプラットフォーム  
「TRANBI」の運営等

設立 2016年 (2011年サービス開始)

資本金 1億円



# 09. マッチングエージェントサービス約款

本約款は、受託者が委託者に対して実施する第3条に定める業務（以下「本件業務」という。）に関して、委託者と受託者との間の権利義務関係を定めるものです。委託者は、本約款の内容を承諾の上、マッチングエージェントサービス申込書（以下「申込書」という。）を受託者に提出するものとします。受託者が委託者より申込書の提出を受けた時に、委託者と受託者の間で本件業務に関する業務委託契約（以下「本契約」という。）が成立するものとします。委託者と受託者は、委託者が委託者の企業提携支援について受託者と独占的に締結するものではなく、他の支援者に対しても依頼できるものであることを確認します。

## 第1条（目的）

委託者は、委託者の企業提携を実現するため、受託者に対し本件業務を委託し、受託者はこれを受託するものとします。

## 第2条（定義）

本契約において、その文脈上別段に解すべき場合を除き、以下に掲げる用語は、それぞれ以下に規定する意味を有するものとします。

- (1) 「TRANBI」とは、株式会社トランビ（以下「運営者」という。）が運営するM&AマッチングウェブサイトであるTRANBI（<https://www.tranbi.com>）（理由の如何を問わず、ドメイン、名称または内容等が変更された場合には、当該変更後のウェブサイトを含む。）をいう。
- (2) 「委託者」とは、申込書に定める者をいう。
- (3) 「企業提携」とは、株式譲渡、株式譲受、合併、株式交換、会社分割、株式移転、合弁会社の設立、共同出資、事業譲渡、事業譲受、資産譲渡、株式・新株予約権・新株予約権付社債の発行、資本提携、業務提携、権利の利用許諾、雇用契約、顧問契約、取締役委任契約、その他これらに類似する取引をいう。
- (4) 「企業提携候補者」とは、委託者との企業提携を検討する者を個別にまたは総称してい。
- (5) 「最終契約」とは、委託者の企業提携を実現するために委託者が企業提携候補者との間で締結する最終の契約をいう。
- (6) 「支援者」とは、企業提携候補者より委託を受けて委託者との企業提携を支援する者を個別にまたは総称してい。但し、受託者を含まない。
- (7) 「受託者」とは、申込書に定める者をいう。
- (8) 「成約報告期限」とは、利用規約等に定められた成約報告期限をいう。
- (9) 「専門家等」とは、受託者が委託者に対して紹介する弁護士、公認会計士、税理士およびフィナンシャルアドバイザーその他の外部専門家を個別にまたは総称してい。
- (10) 「登録ユーザー」とは、利用規約等に定められた登録ユーザーであり、受託者をいう。
- (11) 「利用規約等」とは、運営者が定め、TRANBI上に掲載された利用規約、個人情報保護方針、秘密保持契約および利用料金規定をいう。但し、運営者が定めTRANBI上に掲載したその後の変更も含む。

## 第3条（本件業務の範囲）

第16条に定める受託者の義務を遵守のうえ、以下に列挙する業務を執り行うものとします。

- (1) TRANBIでの案件情報の登録および公開、修正および削除
- (2) 企業提携候補者および支援者に対する情報提供
- (3) 企業提携候補者に関する情報の収集および委託者に対する情報提供
- (4) 委託者と企業提携候補者との初回面談の調整
- (5) 委託者と企業提携候補者が独占交渉に入る際に企業提携候補者に関して、登録住所の実在性やインターネット上の不芳情報の有無を簡易的に確認。また委託者が個人保証の引き継ぎを希望している場合には、基本合意後に企業提携候補者（法人）に対して決算書の提出を要求。尚、受託者は業界内での情報共有の仕組みには参加しておりません。
- (6) 契約書雛形のご提供

受託者は法務、税務など専門性のある知識や資格、企業提携に関する豊富な助言経験を前提としておらず、本件業務には専門的な知識が必要な事項への対処や助言は含みません。

## 第4条（委託手数料）

- 1 委託者は受託者に対して、申込書に記載された委託手数料ならびにこれに係る消費税および地方消費税相当額を申込書に記載された支払期限までに支払うものとします。
- 2 委託者は、第1項に定める委託手数料等を、受託者が別途指定する方法により支払うものとし、送金等の費用は委託者が負担するものとします。
- 3 第1項に定める委託手数料等は、委託者から受託者に支払われた後、理由の如何を問わず、返還されないものとします。

## 第5条（その他費用）

- 1 本件業務に付随して、専門家等を利用する場合の費用は委託者が負担するものとします。
- 2 受託者が本件業務の遂行上必要とする交通費等の経費は、委託者と受託者が事前協議の上、受託者の請求の都度委託者はこれを支払うものとします。

## 第6条（成約報告）

- 1 委託者は受託者に対して、成約報告を利用規約等に定められた成約報告期限までにE-mail、その他送信記録を証明できる方法により実施するものとします。
- 2 委託者は、第1項に定める成約報告手続きを遅延した場合または事実と異なる成約報告手続きを行った場合には、利用規約等において登録ユーザーが負担すると定められた金員の支払義務を運営者に対して負うものとし、運営者からの請求に基づき支払うものとします。

## 第7条（再委託）

受託者は、本件業務の全部または一部を第三者に再委託する場合（以下当該再委託先を「本件再委託先」という。）、委託者に対して事前に通知するものとします。

## 第8条（業務委託期間）

1 業務委託期間は、第3条第1号に定める案件情報の公開の後3か月が経過するまでの期間としますが、業務委託期間満了の1週間前までにいずれの当事者からも申し出がなかった場合には3か月毎に自動延長するものとします。

2 第9条、第11条および第12条に規定する義務は、本契約終了後2年間は存続するものとします。

## 第9条（業務委託期間後の成立）

本契約終了後2年以内に、受託者が紹介した企業提携候補者との企業提携について、第三者の関与による場合も含めて最終契約が締結された場合には、本件業務により当該契約が成立したものとみなし、委託者は第4条および第6条に定める義務を負うものとします。

## 第10条（委託者による経営判断）

1 委託者は、受託者が提供する本件業務の内容につき、自らの判断と責任において評価するものとし、その採用の是非に関する最終的な判断は、委託者自らが行うものとする。受託者は、本件業務の結果につき、一切の責任を負わないものとする。

2 委託者は、第8条に定める業務委託期間中でも、委託者の企業提携について専門家等に意見を求める、業務を委託できるものとします。また、個人保証の解除等について金融機関等への事前相談は委託者の任意で行うことができるものとします。

## 第11条（委託者の義務）

1 委託者は、利用規約等について、運営者が定める禁止事項に関する義務ならびに秘密保持義務を運営者に対して負うものとします。

2 委託者は、利用規約等に定められた損害賠償金または違約金のうち、受託者の故意または過失に起因して発生したものを除き、その支払義務を運営者に対して負うものとし、運営者からの請求に基づき支払うものとします。

3 委託者は、受託者が本件業務を適切に実行するために必要な委託者に関する情報を、書面、電子メール、電磁的記録、口頭その他の方法の如何を問わず、適切な内容・方法にて受託者に提供するものとします。

4 委託者は、企業提携候補者から、取引慣行上合理的な範囲での追加的な情報開示要請があった場合、適切にこの要請に協力するものとします。

5 委託者は、第3項に定める情報開示にあたり、虚偽の情報、情報の閲覧者に誤認または混同を生じさせる情報その他取引慣行上適切でない内容・方法による情報開示を行わないものとします。

## 第12条（秘密保持）

1 委託者および受託者は、書面、電子メール、電磁的記録、口頭その他方法の如何を問わず、本件業務に関して相手方より受領した情報（以下「秘密情報」と総称する。）について、厳に秘密を保持するものとし、相手方の事前の承諾なくして、いかなる第三者に対しても開示または漏洩してはならず、また、本契約の履行の目的以外に使用してはならないものとします。なお、本項により本件再委託先等に秘密情報を開示する場合、受託者は本条により自らの負う義務と同様の義務を本件再委託先等に負わせるものとします。但し、以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとします。

(1) 相手方から開示された時点において、既に公知となっていた情報

(2) 相手方から開示された時点において、開示を受けた当事者が何らの義務違反または法令違反なくして既に知っていた情報

(3) 相手方から開示された後に、開示を受けた当事者の故意または過失によらず公知となった情報

(4) 相手方から開示された後に、開示を受けた当事者が秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に取得した情報

2 第1項の規定にかかわらず、委託者および受託者は、自己の役員および従業員、自らが依頼または提携している弁護士、公認会計士、税理士およびファイナンシャルアドバイザーその他の外部専門家、ならびに金融機関およびその子会社、紹介元の企業や団体等に対して、本契約の締結または履行のために必要最小限の範囲内で、秘密情報を開示することができるものとします。但し、本項に基づき秘密情報を開示する当事者は、法律上の守秘義務を負う者に対して開示する場合を除き、当該開示を受けた者に対して本条に基づき自己が負担する秘密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該開示を受けた者による当該義務違反について一切の責任を負うものとします。

3 委託者および受託者は、法令、規則または裁判所その他公的機関の決定、命令、指導、要請等により秘密情報の開示を要求された場合には、事前に相手方に対して通知の上、適法に開示が要求されている範囲で秘密情報を開示することができるものとします。

4 委託者および受託者は、相手方から書面にて請求があった場合には、相手方が合理的に指示するところに従い、自らの費用と責任において、相手方から開示を受けた秘密情報（あらゆる形態の複製物および翻訳物を含む。）を速やかに相手方に返還または破棄するものとします。

## 第13条（契約違反）

委託者または受託者が本契約のいずれかの条項に違反したときは、委託者または受託者はその相手方に対し違反行為の中止ならびに違反行為の原因内容の開示、再発防止策の提示等必要な措置を取るよう求めることができるものとします。

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

1 委託者および受託者は、自らまたは自らの代理もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 委託者および受託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 委託者または受託者は、第1項および第2項の確約に反して、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明したときは、第16条にかかわらず、何ら催告をせず、本契約を解除することができるものとします。

4 委託者または受託者が、本契約に関連して、本契約の定めに従い第三者と下請または委託契約等（下請または委託契約が数次にわたるときには、そのすべてを含み、以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合、第15条にかかわらず、相手方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなど必要な措置を取るよう求めることができるものとします。

なお、当該措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、第15条にかかわらず、相手方当事者は、本契約を解除することができるものとします。

5 第3項または第4項の規定の適用により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わないものとします。また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、解除された者がその損害を賠償するものとします。

#### 第15条（解除）

1 第8条に定める業務委託期間中といえども、委託者または受託者が本契約に違反した場合もしくは、委託者または受託者の故意または重過失により本契約の目的が達成できない場合、その相手方は、書面で催告後10日を経過するまでの日にこれが是正されない場合に、本契約を解除することができるものとします。但し、最終契約の締結後に本契約を解除する場合、運営者の書面による事前の承諾を得るものとします。

2 第1項に基づき本契約を解除した場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

#### 第16条（受託者の義務・責任）

- 1 受託者は、委託者にとって有意義な企業提携を実行することを目的として、善良な管理者の注意をもって、本件業務を執り行うものとします。
- 2 受託者は、委託者の企業提携の実現を保証するものではなく、委託者は自己の最終的な判断およびその危険負担に基づいて、自己の責任において企業提携に関する意思決定を行うものとします。
- 3 受託者は、本件業務に関し、故意または重過失がない限り、委託者およびその他のものに対し損害賠償を含む一切の責任を負わないものとし、委託者は受託者を免責します。なお、故意または重過失によって受託者に損害賠償の責が生じた場合の支払額は、受託者が第4条に基づき受領した金額を限度とします。

#### 第17条（受託者の立場）

- 1 受託者は、委託者及び企業提携候補者から成功報酬を受領する仲介者の立場として本件業務を執り行い、いずれか一方のみに有利な助言や情報提供・秘匿をしません。
- 2 受託者が企業提携候補者から受領する成功報酬金額は30万円（消費税別）とします。

#### 第18条（準拠法）

本契約は、日本法に基づき解釈されるものとします。

#### 第19条（管轄）

委託者および受託者は、本契約に起因し、またはこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

## 第20条（契約の協議）

本契約に定めのない事項または本件業務遂行中に疑義が生じたときは、委託者および受託者は、誠意をもって協議決定するものとします。

## 第21条（本契約の変更）

利用規約等の変更、TRANBIのシステム更改等の場合において、受託者がこれに適合するように本契約を変更すべきと判断する場合には、運営者または受託者は委託者に対して、任意の方法により通知または公表を行うことにより、本契約を変更できるものとします。

以上

本サービス約款のほか、  
お申込み時にご同意いただく規約等

- TRANBI利用規約  
<https://www.tranbi.com/agreement/>



- 個人情報の取り扱い（プライバシーポリシー）  
<https://www.tranbi.com/privacy/>



- 重要事項説明書  
<https://qr.paps.jp/xRTut>



# お問い合わせ



03-6555-2341



matching\_agent@tranbi.com



マッチングエージェント事務局